

函館市教育振興基本計画（骨子案のイメージ）

第 1 章 計画の策定について

1 策定の趣旨

- 急速な人口減少や少子・高齢化，高度情報化の進展など，社会情勢が大きく変化するなかで，市民一人ひとりが主体的に社会に関わり，活力ある地域社会を創り出していくことが求められている。このことから，郷土の歴史や文化を誇りに思い，地域の発展を支える人材の育成を目的とする函館市教育振興基本計画を策定し，教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることとした。

2 計画の位置付けと施策の対象範囲

- 本計画は，教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。
- 施策の範囲は，教育委員会が所管する教育施策を対象とする。なお，他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては，関係部局と連携して推進する。

3 計画の期間

- 2018（平成 30）年度から 2027（平成 39）年度までの 10 年間とする。なお，社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ，必要に応じて計画の見直しを検討する。

第 2 章 函館の教育を取り巻く現状と課題

- ※ 函館を取り巻く現状と課題，学校教育および生涯学習の現状と課題について記載する。

第 3 章 函館の教育が目指す人間像

- ※ 第 2 章 教育を取り巻く現状と課題 と整合性を図りながら記載内容を検討する。

- 本市においては，少子・高齢化や若年層を中心とした大都市圏への転出などを要因とした人口減少が進行しており，地域内消費活動の縮小による経済活動の停滞や，これに伴う雇用機会の減少，地域を支える担い手の不足による地域コミュニティ機能やまちの活力の低下などが懸念されている。

25 ○ また、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化に
26 よる子どもたちの育ちや学びへの影響が指摘されている。

27 ○ さらには、人工知能やビッグデータの活用など技術革新の一層の進展による社会や生活
28 の変化が予想されている。

30 ○ これからの函館の教育においては、自立した人間として主体的に判断して、多様な人々
31 と共生し、新たな価値を創造する人を育むことが大切であると考え、函館の教育が目指す
32 人間像を次のとおり掲げることとする。

33 ○ 自立：生涯を通じて学び続け、主体的に判断して変化する社会を生きる人

34 主体的・対話的で深い学びのスタイルを身につけ、生涯を通じて学び続けて個性・能力
35 を伸ばすとともに、変化する社会にあっても自分の学びを活かして主体的に判断して行動
36 することができる人

37 ○ 共生：寛容さと思いやりの心をもって、多様な人々と絆を結び共に支え合う人

38 個人や社会の多様性を尊重し、他者に対する思いやりと感謝の気持ちをもちながら、主
39 体性をもって多様な人々と協働し、支え合うことができる人

40 ○ 創造：世界に目を向け、新たな価値を創り、まちの魅力を高める人

41 世界に目を向けるような広い視野をもって、自他の人生を豊かにする新たな価値を創り
42 出し、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高めることができる人
43

44 第4章 基本目標

○ 人間像の実現を目指すための基本目標を設定し、「各ライフステージの接続と社会
における連携・協働」、「教育における多様性の尊重」、「まちづくりを支える人材
育成」、これらの3つの視点をもって教育施策を推進する。

※ 基本目標については、今回の協議会において協議

45

46 **第5章 施策の体系と具体的な取り組み**

47 ※ 今回の協議会において協議

48 **第6章 計画の推進**

49 ※ 計画の進行管理，市民・国・道・庁内関係部局などとの連携・協働，計画の推進状況
50 などの情報発信について記載する。